

(保 75)

平成 28 年 6 月 3 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

DPC 対象病院における費用の額の算定方法について、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 230 号）が平成 28 年 5 月 24 日に告示され、同月 25 日付けで適用されることに伴い、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等 2 の 7 に「セリチニブ」が、「040100 喘息」のうち手術・処置等 2 の 2 に「メポリズマブ」が、「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」のうち手術・処置等 2 の 5 に「イブルチニブ」追加が追加され、留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表が改められました。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 230 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
(平 28.5.24 保医発 0524 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

○厚生労働省告示第二百三十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年五月二十五日から適用する。

平成二十八年五月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の1952から1984までの項中

なし	なし
----	----

なし	なし
----	----

あり	あり
----	----

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第230号）が平成28年5月24日に告示され、同月25日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月18日保医発第0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

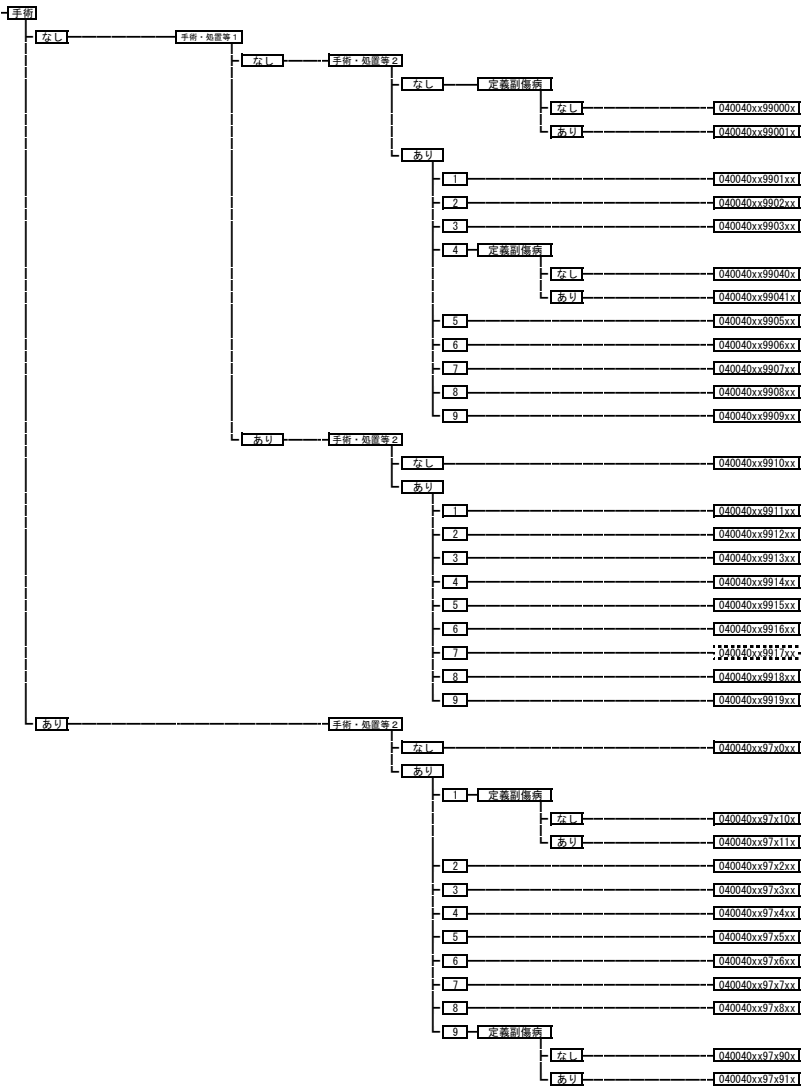
留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」、「040100 喘息」及び「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の7に「セリチニブ」を、「040100 喘息」のうち手術・処置等2の2に「メポリズマブ」を、「130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患」のうち手術・処置等2の5に「イブルチニブ」追加する。

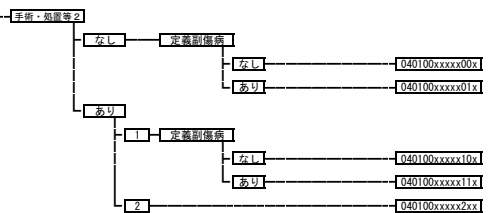
040040 肺の悪性腫瘍

- 手術・処置等 2
 1: 人工呼吸、中心静脈注射
 2: 化学療法なしかつ放射線療法あり
 3: 化学療法ありかつ放射線療法あり
 4: 化学療法ありかつ放射線療法なし
 5: カルボプラチン・パクリタキセルあり
 6: ゲフィチニブなど
 7: クリチニブなど
 8: ペメトレキセドナトリウム水和物
 9: ベシズマブ



040100 喘息

- 手術・処置等 2
 1: 人工呼吸
 2: オマリズマブ、メボリズマブ



130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患

- 手術・処置等 2
 1: 人工呼吸など
 2: 化学療法
 3: イマチニブメシル酸
 4: ニロチニブ塩酸塩水和物など
 5: オファツムマブなど

